

## 令和元年度公立大学法人福知山公立大学財務諸表の承認に係る 事務局確認事項

### 1 財務諸表承認の基本的な考え方

- 公立大学法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない（地方独立行政法人法第34条第1項）。
- 設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会に報告することとする。
- 設立団体の長が行う公立大学法人の財務諸表の承認については、地方独立行政法人法等の法令にその根拠があり、当該承認に係る根拠法令に則った財務諸表の作成及び提出がなされている必要がある。
- 公立大学法人の会計は、財務諸表によって、市民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、公立大学法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

以上を踏まえ、提出書類について、「合规性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

### 2 財務諸表の承認に係る事務局確認事項

#### (1) 合规性の遵守

| チェック項目                                 | チェック結果  |
|--|---|
| ア 提出期限（6月末）は遵守されたか。                    | 6月30日に財務諸表等が提出された。  |
| イ 必要な書類は全て提出されたか。                      | 必要な書類は全て提出された。<br>① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）<br>② 事業報告書<br>③ 決算報告書<br>④ 監査報告書 |
| ウ 監事の意見（監査証明）に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。 | 監事の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。   |

#### (2) 表示内容の適正性

| チェック項目                                 | チェック結果  |
|--|---|
| ア 表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。 | 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。 |
| イ 計数は整合しているか。                          | 各書類における計数について、整合を確認した。                                    |

|  |   |
|--|---|
| ウ 書類相互間（主要表と附属明細書との相互間）における計数の整合が取れているか。 | 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。 |
| エ 運営費交付金に係る会計処理は適正か。                     | 運営費交付金債務が収益化されており、適正に処理されていることを確認した。        |

### 3 事務局確認結果

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額等についての齟齬はないことを確認した。